破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２１号
香川県さぬき市鴨庄3871番地　コーポジュネ３―101号室
債務者　山田　弘幸
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第７８８号
岩手県紫波郡紫波町平沢字長尾沢５番地６
債務者　岩崎志津子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７９２号
盛岡市東見前４地割８番地23　スウィートガーデンＣ201号、旧住所岩手県釜石市浜町２丁目９番６号
債務者　小林　　恵
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第５号
福島県耶麻郡西会津町野沢字塚田乙262番地１
債務者　田崎　雄也
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第２７０号
茨城県守谷市久保ケ丘３丁目11番地15
債務者　西垣比呂志
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２７１号
茨城県守谷市久保ケ丘３丁目11番地15
債務者　西垣美恵子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２９４号
茨城県牛久市猪子町833番地２　市営前山住宅Ｂ―202号
債務者　堀内百合子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２９５号
茨城県取手市大留676番地
債務者　塚原　良和
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第３０２号
茨城県取手市新川1798番地、前住所茨城県龍ケ崎市佐貫町386番地７　カーサケンリード202号室
債務者　根本　千春
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第３０３号
茨城県取手市井野台４丁目２番６号
債務者　浅野　一郎
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第３０４号
茨城県取手市井野台４丁目２番６号
債務者　浅野まゆみ
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２０３号
新潟県新発田市中曽根町２丁目１番４号
債務者　本間恵美子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第９６１号
大阪府和泉市阪本町376番地の38ユウパレス阪本303号、前住所大阪府高石市千代田２丁目１番28号
債務者　橋本　　治
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９９４号
大阪府泉大津市東助松町４丁目７番20号深井マンション10号室
債務者　友成　幸子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０３４号
大阪府泉大津市池浦町１―３―20ソニア池浦203号室、住民票上の住所堺市堺区大浜北町２丁３番11号大浜コーポ401号
債務者　片山　　淳
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１０６８号
大阪府岸和田市土生町５丁目12番12―603号
債務者　堺　　秀夫
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係